

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、587人分、バス25台。
- 石巻市が保有するバスのほか、宮城県は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、宮城県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

<全面緊急事態で必要となる輸送能力>

	想定対象人数※2	想定必要バス数※3	備考
バスにより避難する住民	587人	25台	【P69参照】

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会（協力事業者84社）が、平成30年9月13日に締結
 ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※3 バスは、牡鹿（おしか）半島の地域特性を踏まえ、1台あたり25人の乗車を想定

<全面緊急事態での輸送能力の確保>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		25台	
(B) 車両確保台数		計25台以上	
確保先	宮城県バス協会	25台以上	UPZ内のバス会社が保有する車両総数114台のうち、PAZ内の施設敷地緊急事態及び全面緊急事態、準PAZ内（牡鹿半島）の施設敷地緊急事態で使用される49台の車両を除く、残りの65台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路

- 石巻市によるアンケート調査の結果、自家用車で避難できない住民は587人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各集合場所に集まり、宮城県又は石巻市が配車した車両で、避難先である大崎市へ避難。

各集合場所への配車順路	人数	バス必要台数
ルート1 (中型・小型バス) ① 牡鹿中学校→② 鮎川小学校→③ 十八成自治集会所	294人	12台
ルート2 (中型・小型バス) ④ 新山振興会集会所	19人	1台
ルート3 (中型・小型バス) ⑤ 給分浜集会所→⑥ 大原小学校→⑦ 小網倉清水田集会所	195人	8台
ルート4 (中型・小型バス) ⑧ 鹿立浜集会所→⑨ 狐崎漁村センター→⑩ 東浜小学校	79人	4台
合計	587人	25台



準PAZ内（牡鹿半島）から避難先までの主な経路

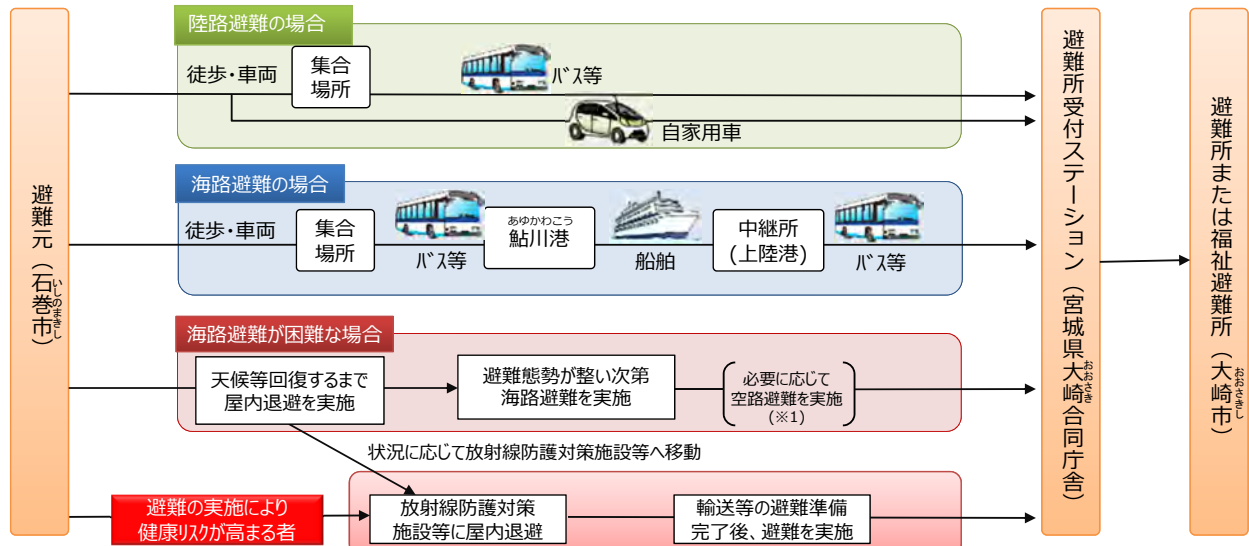
- ▶ 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



自然災害時等における準PAZ内（牡鹿半島）避難等の基本加-

- ▶ 自然災害により陸路による避難が実施できない場合は、海路による避難を実施。
- ▶ 悪天候等により海路による避難が困難な場合は、天候等回復するまで屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第海路による避難を実施。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を継続。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

＜状況に応じた対応例＞



※1 空路避難は、A1ホ-ト適地（A1離着陸場として指定されているA1ホ-ト、県地域防災計画で離着陸場として記載されているグラ-ドなどの臨時A1ホ-ト等）や防災離着陸候補地（過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めA1の離着陸が可能とされた場所等）を活用

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

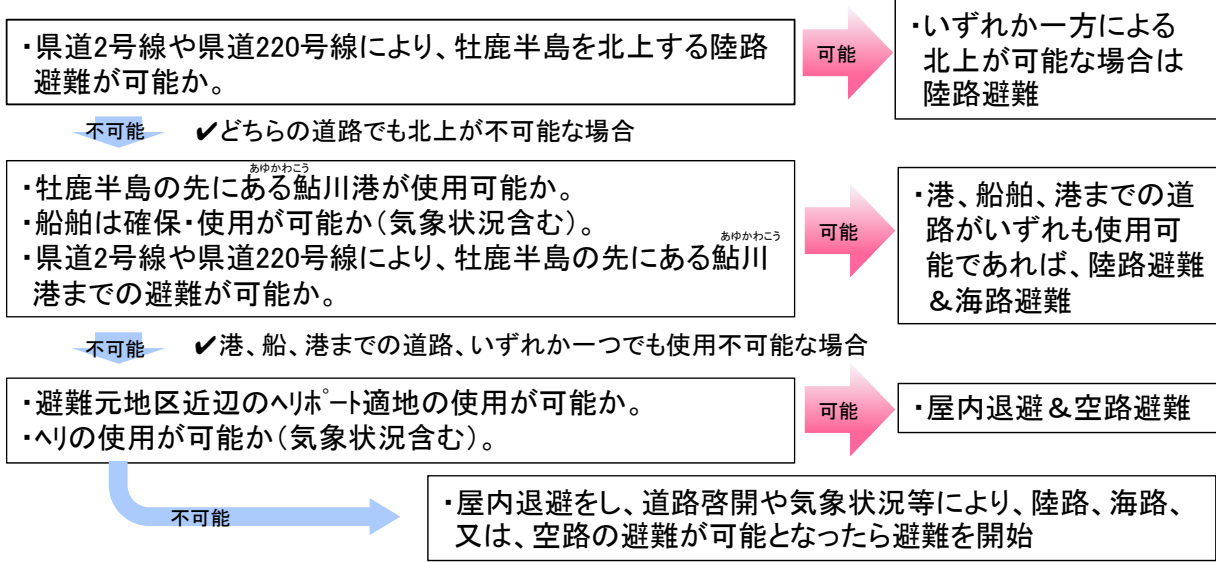
準PAZ内（牡鹿半島）における状況に応じた対応

➤ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における準PAZ内（牡鹿半島）での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）をとることが必要。

【道路等の状況を確認】

- ①警戒事態：宮城県、石巻市が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【具体的な防護措置の検討プロセスイメージ（案）】



準PAZ内（牡鹿半島）における状況に応じた住民の避難

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、県道2号又は県道220号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 陸路による北上が不可能な場合は、鮎川港まで移動し海路避難を実施。海路避難が不可能な場合は、屋内退避又は空路避難を実施。

